

第6回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成21年11月2日(月)
時間	午前10時30分から
会場	市民生活センター 研修室

1 開会

2 開会あいさつ

京都市文化市民局市民生活部長 鷺頭 雅浩

3 諮問

- (1) 諮問書の伝達
- (2) 諮問の趣旨説明

4 その他

5 閉会

諮問書 配付資料一覧

資料 1 路上喫煙率，過料処分件数の推移

資料 2 路上喫煙等禁止区域の追加指定区域図（本市案）

資料 3 「路上喫煙等禁止区域の指定（現行禁止区域指定時）答申（抜粋）」

路上喫煙率，過料処分件数の推移

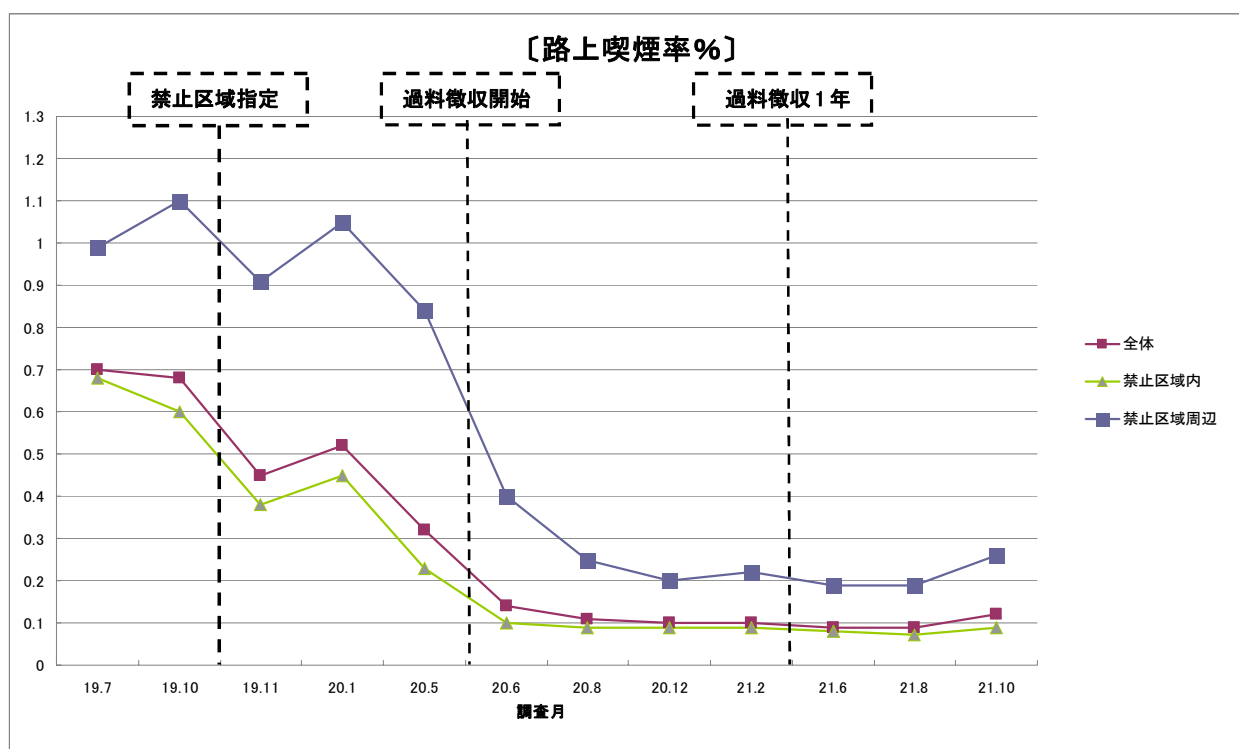
1 路上喫煙率

1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合。

調査実施月の平日，休日各1日に2時間（13:00～14:00，17:30～18:30）

〔路上喫煙率%〕	①禁止区域内 1 2 地点	②禁止区域外 (周辺) 5 地点	①+②
指定前 (H19.7～9)	0.68	0.99 ^(#)	0.70
指定直前 (H19.10)	0.60	1.10	0.68
指定直後 (H19.11)	0.38 △44%	0.91 △8%	0.45 △36%
過料徴収直前 (H20.5)	0.23 △66%	0.84 △15%	0.32 △54%
過料徴収直後 (H20.6)	0.10 △85%	0.40 △60%	0.14 △80%
過料徴収後 (H21.6)	0.08 △88%	0.19 △81%	0.09 △87%
過料徴収後 (H21.8)	0.07 △90%	0.19 △82%	0.09 △87%
過料徴収後 (H21.10)	0.09 △87%	0.26 △74%	0.12 △83%

は，対「指定前 (H19.7～9)」の減少率
(#)指定前 (H19.7～9) は3地点のみ



2 過料処分件数

(平成20年度)

期間	処分件数	(内訳)						
		現金	納入通知書	男性	女性	市内	市外	不明
20年 6月	88	78	10	70	18	37	44	7
7月	73	62	11	66	7	40	28	5
8月	41	31	10	40	1	21	17	3
9月	50	47	3	44	6	26	22	2
10月	43	35	8	41	2	20	16	7
11月	52	47	5	48	4	15	18	19
12月	30	29	1	30	0	6	8	16
21年 1月	30	28	2	30	0	9	13	8
2月	36	33	3	35	1	12	5	19
3月	35	33	2	33	2	16	16	3
その他	2	0	2	2	0	1	1	0
合計 (比率)	480	423 (88%)	57 (12%)	439 (91%)	41 (9%)	203 (42%)	188 (39%)	89 (19%)

※その他：規則第3条第2項により、市長が科した過料処分

(平成21年度)

期間	処分件数	(内訳)						
		現金	納入通知書	男性	女性	市内	市外	不明
21年 4月	18	15	3	17	1	10	8	0
5月	38	34	4	36	2	21	15	2
6月	22	20	2	22	0	14	6	2
7月	37	36	1	35	2	13	20	4
8月	21	21	0	21	0	12	7	2
9月	35	35	0	34	1	19	13	3
合計 (比率)	171	161 (94%)	10 (6%)	165 (96%)	6 (4%)	89 (52%)	69 (40%)	13 (8%)

路上喫煙等禁止区域の追加指定区域図（本市案）



赤線が禁止区域（現行）

青線が追加指定区域（案）

「路上喫煙等禁止区域の指定（現行の禁止区域指定時）」答申（抜粋）

1 禁止区域の指定の考え方

(1) 条例は、屋外の公共の場では、路上喫煙等をしないよう努力する義務を課すとともに、「禁止区域」を設け、喫煙しない義務を課し、違反者に罰則を適用することとしている。

しかし、条例制定の趣旨は、実際の路上喫煙による迷惑や被害の防止とともに、違反者が路上喫煙防止の趣旨を理解し、マナー向上の契機となることを期待するものであり、喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。

(2) 禁止区域の指定方法としては、大別して、面（エリア）で指定する方法と線（道路）で指定する方法があるが、禁止区域に指定すること自体に一定の啓発効果が期待できるため、禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

面で指定することは、一見すると市民等に分かりやすいように思われるが、相対的に通行量が少ない（危険性が低い）細街路まで含まれてしまい、禁止区域の指定は限定的であるべきという原則に反するとともに、禁止区域に私有地が含まれ、公有地との区別が必ずしも明確でない場合があるため、市民等に対する明確性という点からも、線（道路）で指定する方法がよいと考える。

2 具体的な禁止区域について

以上の考え方及び京都市が行った定点調査の結果を踏まえ、禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が大きい、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。